

総務部

令和8年（2026年）5月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和8（2026）年度補正予算概要	1
2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の骨子	2～3

1 令和8（2026）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
一般管理費	15,201	防災対策経費増	(地方債)
		避難所機能向上事業費	14,700
		その他諸経費増	461
			14,700

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

災害応急作業等手当の額を改定するため

(2) 条例改正の内容

災害応急作業等手当の額の改定（第15条）

区分	手当額		
	通常	夜間	危険区域
(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項または第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業その他の作業であって規則で定めるもの（(2)の作業を除く。）	1,080円	1,620円	2,160円
(2) 消防組織法第39条第2項の規定による協定に基づく要請を受け、災害が発生した本市の区域外の地域で行う作業（規則で定めるものを除く。）	↓ 1,440円	↓ 2,160円	↓ 2,880円
(3) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した本市の区域外の地域に出動して行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等に係る作業			

(3) 条例の施行期日

公布の日とし、改正規定は、令和8年4月1日から適用

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第15条 職員が次に掲げる作業に従事したときは、特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項または第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う応急作業その他の作業であつて規則で定めるもの（次号に掲げる作業を除く。）</p> <p>(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定による協定に基づく要請を受け、災害が発生した本市の区域外の地域で行う作業（規則で定めるものを除く。）</p> <p>(3) 消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した本市の区域外の地域に出動して行う同法第44条第1項に規定する消防の応援等に係る作業</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>1,080円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額）とする。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる作業が日没時から日出处までの間において行われた場合 <u>1,620円</u></p> <p>(2) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>2,160円</u></p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>1,440円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる作業が日没時から日出处までの間において行われた場合 <u>2,160円</u></p> <p>(2) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 <u>2,880円</u></p>